



# 18歳の子が高額商品を購入。 親は止められる？

いずみパートナーズ法律事務所 弁護士 上岡 亮

つい最近、18歳になった高校3年生のA君、400ccのオートバイが欲しくなり、父親のBさんへ話をしました。A君は、「オートバイは何十万円もするけれど、アルバイトで貯めたお金で買うことができる。法律が改正になったから、親の同意がなくても1人で買うことできるはず」と言っています。Bさんは、自転車にさえ乗ったことがないA君が、本気でオートバイを購入するつもりがあるのか心配です。A君がオートバイを買うことを止めさせることはできるのでしょうか。

## ◆—解説

民法には、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」（民法5条1項本文）、「前項（民法5条1項）の規定に反する法律行為は、取り消すことができる」（取消権、同条2項）との定めがあります。この規定により、未成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意が必要であること、法定代理人の同意がない法律行為は、取り消すことができるようになっています。

この成年年齢は、1876年以来、20歳と定められていました。近年、選挙権の年齢が18歳とされるなど、若い人が政治上の判断に参加してもらう政策が進められてきました。また、多くの国々が成年年齢を18歳としていることなどから、民法の改正によって、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました（民法4条）。なお、世間では、「成人」という言葉が広く用いられていますが、民法上は「成年」と定められています。

成年年齢の引下げによって、18歳に達した人は、親の同意がなくても、携帯電話を購入する、アパートを借りる、クレジットカードを作成する等の様々な契約を締結することが可能になります。

もっとも、飲酒や、喫煙、ギャンブル等、これまで「未成年」とされていた条文を「20歳未満」と改正して、これまでどおり20歳以上という年齢制限が維持されたものもありますので、注意が必要です。

このように、親などの親権者は、18歳、19歳の子どもが単独でした契約に対して取消権を行使して契約を取り消すことができなくなりました。そうすると、社会経験が浅く、契約に関する知識も乏しい18歳、19歳の人々が、契約をめぐるトラブルを起こしてしまうおそれがあります。

例えば、契約してから一定期間内であれば、理由を問わず契約をやめることができるクーリングオフという制度がありますが、ネットショッピングには、クーリングオフ制度はありません。そうすると、18歳、19歳の人々が、ネットで高額商品を購入した場合、原則として契約を解消することができず、その商品の購入意欲がなくなってしまったとしても、代金を支払わなければなりません（ネットショッピングの規程として返品等のルールを定めている場合もあります）。

民法の改正により、A君が言うとおりの、A君は、Bさんの同意がなくても、オートバイを購入することができるようになりました。でも、オートバイは、高額商品の購入になります。契約を締結した後、気が変わったり、支払代金を用意することができなかつたりしたとしても、原則として契約を取り消すことはできなくなり、代金は、契約時に合意した期限までに支払わなければなりません。

法律上、成年になったからといって直ちに適切な判断ができるようになるとは限らないでしょう。トラブルになることを未然に防ぐために、周囲が必要に応じてアドバイスできる環境を整えることが大切なのではないでしょうか。

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか・あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。  
所属：いずみパートナーズ法律事務所